令和2年度 第1回 四国地方整備局 コンプライアンス・アドバイザリー委員会の議事要旨について

アドバイザリー委員会事務局

- 1. 開催日時 令和2年6月24日(水) 10時30分~11時40分
- 2. 開催場所 高松サンポート合同庁舎北館 13階 1306・1307会議室
- 3. 出席委員 委員長 宍戸 栄徳 香川大学名誉教授

委 員 池田 信浩 NHK高松放送局長

ル 藤本 智子 弁護士

リ 古川 慎一郎 弁護士

11 三野 靖 香川大学法学部教授 法学部長

(委員は五十音順)

4. 議事

- (1) 令和元年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況について
- (2) その他

5. 議事要旨

昨年度の取組内容については委員会として概ね了承。委員会としての意見は以下のとおり。

- ① 事業者等とのメールの取扱について、現状を把握のうえ問題点を整理し、対応を検討され たい。
- ② コンプライアンス・ミーティングについて、新型コロナ禍における「新しい生活様式」を 踏まえた適切な方法等を検討されたい。
- ③ SNSの利用(公務・私用)について、現状の把握を行い、今後コンプライアンス上の対応が必要となる場面に備えられたい。

【主な質疑応答】

《不当な働きかけについて》

(委員からの質問)

・【不当な働きかけに対する報告の徹底に関するアンケート結果】の中で、「結果として不当な働きかけには該当するものではなかった」というものがあったが、内容について確認し、コンプライアンス・ミーティングなどで職員に情報共有するといいと思う。

(事務局からの回答)

→承知した。内容について確認し情報共有してまいりたい。

《風通しの良い職場環境について》

(委員からの質問)

• 【取組の評価および今後の対応方針】の中に、「各事務所の所長および副所長等が積極的に 執務室に訪れ職員に声かけを行うなど、風通しの良い職場環境づくりに努力している」とある が、所長と副所長との間の意思疎通、特に所長が新しく着任された事務所について確認された い。

(事務局からの回答)

→承知した。

《コンプライアンス・ミーティングについて》

(委員からの質問)

・コロナ禍において、1ヶ所に集まってミーティングを開催するのは難しいのではないか。また講習会等は、オンラインでの開催も検討してはどうか。

(事務局からの回答)

→緊急事態宣言下においては、密を避けるため、ミーティングはメールで行うなど工夫をして 実施した。現在は、緊急事態宣言解除後の「新しい生活様式」に向けた取組をもとに、密を避 けた少人数での実施を考えている。

講習会等については、オンラインでの開催も検討している。ただ、適正業務管理官が各事務所で実施するものについては、オンラインでは昨年度講習会後に実施した個別相談会ができなくなる。まだ少し時間もあるので、コロナの状況及び事務所の意向を確認し検討してまいりたい。

《SNS の利用について》

(委員からの質問)

・SNSの利用(公務及び私用)にあたって規程はあるか。また、SNSの私的使用で、問題を起こした場合に具体的な処罰等の対応はどのようになっているのか。

(事務局からの回答)

→公務での使用については、運用方針を策定している。その中で他アカウントのフォローやリプライ、また、地整から発信したメッセージの個別の意見、質問等の対応は原則行わないこととしている。さらに免責事項として、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為に何ら責任を負うものではないとしている。また書き込みは、担当部局が認めた者のみができることとしている。

私的使用については、特に規程はない。また罰則等についても具体的に明文化したものはない。問題となる投稿が、どのような違反になるか、違反となる場合にどの程度の処分にするかは、 その内容や社会的な影響など総合的に判断して行うことになる。

規程はないが職員には、総務省が作成した「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に 当たっての留意点」を説明し、問題となる投稿をすれば、国家公務員法に抵触するおそれがあ り、処罰の対象になることなどを注意喚起している。

(委員からの質問)

・コンプライアンス・ミーティングの中で SNS の私的利用について議論し、いろいろな意見が出ているが、使っている者と使っていない者などで認識のギャップはあるか。知識として、コンプライアンス・ミーティング等で情報共有していくことは今後も必要と考える。

(事務局からの回答)

→認識のギャップはあると感じている。情報共有は引き続き実施してまいりたい。

《外部(事業者等)とのメールについて》

(委員からの質問)

・新型コロナの関係で、事業者とのやりとりはオンライン等でやっていると思うが、事業者とのメールでのやりとりについてはチェックがかかっているのか。

(事務局からの回答)

→公務上の事業者とのメールは、インターネット回線を通じてやりとりをしている。この場合は、誤送信防止のための保留がかかり、確認を行ってからメールを送るような仕組みになっている。ただ、これは誤送信防止のための仕組みで、事業者と職員間のメールの内容をチェックするようなものではない。

(委員からの質問)

・メールアドレスについては、個人に付与されているのか、組織に付与されているのか。 個人に付与されている場合、後任への引き継ぎはどのようになっているのか。

(事務局からの回答)

→メールアドレスは個人に付与されているものと、組織に付与されているものがあり、通常は個人のアドレスを使ってやりとりをしている。他省庁も個人アドレスを使用している。

なお、組織に付与されているものは一般の方からの問い合わせ等に利用している。

後任へのメールでのやりとりの内容の引き継ぎについては、業務上の必要に応じ、個別に実施している。

メールの保存については、メールであっても行政文書に該当すれば文書管理規程の適用を受け、保存する必要のあるものは適切に処理しなければならないことになっている。

(委員からの質問)

・フリーアドレス等のメールは、詐欺的なものもあり注意を要すると思うが、その対策はどのようになっているのか。

(事務局からの回答)

→フリーアドレスから送信されたメールに関しては、送付先となっている職員にメールの処理 について確認がいくような仕組みになっている。また職員に対して、危険なメールは相手先、 内容等を十分確認し、安易に開かないように注意喚起を行っている。

(委員からの質問)

・事業者との対面での対応については、複数人で行うことを基本としているが、メールではどのようになっているのか。ルール作りが必要ではないか。

(事務局からの回答)

→事業者とのメールのやり取りについては、明文化されたものはない。しかしながら、事業者にメールを送信する場合は事前に上司の確認を受け、実際に送信する場合には、CCで同報しており、実態として複数対応していると思っている。引き続き事業者とのメールのやりとりをする場合にも、発注者綱紀保持規程を遵守するように周知してまいりたい。